

5. 建築指導

(1) 建築基準法施行事務 3 - 4

建築基準法には安全で快適な建築物と住環境を創出するために必要な基準と手続きが定められています。

新築や増改築などをする場合には、事前に建築確認申請書を提出し、その計画が建築基準法及び関係規定に適合しているかを確認することになっています。また、着工後は、工事途中での中間検査と工事完了後の完了検査を受けることになっており、これらの一連の手続きを経て使用できることとなります。

なお、建築確認・検査については、民間の指定確認検査機関でも受けることができるようになっています。

また、佐賀市では中高層建築物や携帯電話の電波塔及びワンルームアパートの建築に伴うトラブルを防止するために近隣住民への説明やトラブル発生時の調整、調停制度を盛り込んだ条例を定め、より快適な住環境の創出に取り組んでいます。

◎平成20年度建築確認申請等処理状況

種 別	建 築 物	建 築 設 備	工 作 物
確 認 通 知 等 交 付	959	40	57
市	329	29	36
指 定 確 認 機 関	630	11	21
変 更 確 認 通 知 等 交 付	106	1	3
市	55	1	3
指 定 確 認 機 関	51	0	0
検 査 済 証 交 付	902	43	36
市	297	31	25
指 定 確 認 機 関	605	12	11
中 間 検 査 合 格 証 交 付	430	—	—
市	98	—	—
指 定 確 認 機 関	332	—	—
許 可 ・ 承 認 申 請 等 交 付	25	—	—
市	25	—	—
適 合 性 判 定	45	—	—
市	17	—	—
指 定 確 認 機 関	28	—	—

◎平成20年度道路の位置指定件数及び延長

指 定 件 数 (件)	7
指 定 総 延 長 (m)	239.00

◎平成20年度指導要綱等届出状況

佐賀市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	10
佐賀市ワンルーム形式集合建築物に関する指導要綱	6

◎平成20年度建築指導関連届出等状況

建築計画概要書閲覧件数	276
諸証明件数	119
建築相談件数	1,004
優良住宅認定件数	0
福祉のまちづくり条例新築等届出件数	36
工場立地法届出件数	0
ハートビル法届出件数	1
省エネ法届出件数	14

◎平成20年度違反建築物取締状況

違反建築物件数	12
違反建築物是正件数	12

(2) 開発行為許可事務 3-1

市域において開発行為（主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう）を行う場合、市長の許可を受ける必要がある。

市街化区域内の開発行為については、1,000㎡以上で許可が必要になり、市街化調整区域内では農林漁業の用に供するものなど、一定のものを除き開発行為は禁止されている。また、非線引都市計画区域での開発行為については3,000㎡以上、都市計画区域外での開発行為については、10,000㎡以上で許可が必要になる。

◎開発行為許可（都市計画法第29条）

区域	年 度		平成19年度		平成20年度	
	予定建築物等	34条該当条文	件 数	開発面積 ㎡	件 数	開発面積 ㎡
市街化区域	共同住宅		4	9,352.60	1	8,580.41
	宅地分譲		3	4,820.63	9	28,602.61
	店舗				1	6,039.51
	工場					
	事務所					
	ガソリンスタンド					
	倉庫					
	公益施設				1	1,660.94
その他		1	1,562.65	1	2,422.60	
小計			10	25,420.25	13	47,306.07
市街化調整区域	日用品店舗等	34条1号	2	1,575.99	2	1,138.23
	公共公益施設	34条1号				
	農林漁業用	34条4号	2	7,047.24		
	工場	34条7号				
	ドライブイン	34条9号				
	ガソリンスタンド	34条9号				
	条例による許可	34条11号			11	33,884.74
	条例による許可	34条12号			4	2,105.29
	分家住宅	34条14号	10	4,287.13	4	1,560.04
	収容対象事業	34条14号				
	既存宅地救済	34条14号	1	2,571.87	1	1,235.78
	その他	34条14号	10	116,748.47	7	6,672.91
小計			25	132,230.70	29	46,596.99
合計			35	157,650.95	42	93,903.06
非線引都市計画区域			3	17,155.43		
都市計画区域外			0	0.00	0	0.00

◎市街化調整区域の建築許可（都市計画法第43条）

区 分	年 度	平成19年度		平成20年度	
		件 数	開発面積 m ²	件 数	開発面積 m ²
建築物用途	34条該当条文				
日用品店舗・ドライブイン等	34条1号～9号	6	33,882.11	12	20,707.78
条例による許可	34条11号			4	2,105.24
条例による許可	34条12号			38	17,931.72
分家住宅	34条14号				
収容対象事業	34条14号	2	498.98		
既存宅地の救済措置	34条14号	53	22,236.95	8	4,801.56
その他の	34条14号	10	27,221.28	11	12,407.99
合 計		71	83,839.32	73	57,954.29

(3) 土地取引の規制に関する事務 3-1

一定規模（市街化区域2,000m²、市街化調整区域5,000m²、都市計画区域外10,000m²）以上の一団の土地について、土地売買等の契約を締結した場合は、国土利用計画法第23条に基づき市長を経由して知事に届け出なければならない。

◎国土利用法に基づく届出状況

	年 度	平成19年度		平成20年度	
		件 数	開発面積 m ²	件 数	開発面積 m ²
国土利用計画法 第23条届出	区 域				
	市 街 化 区 域	14	47,378.04	14	52,273.34
	市街化調整区域	6	58,939.10	8	71,495.37
	川副都市計画区域	1	7,297.00	1	5,434.00
	都市計画区域外	1	13,688.00	5	410,566.47
	合 計	22	127,302.14	28	539,769.18

(4) 都市景観形成事業 3-5

佐賀市の将来像（人と自然が織りなす「やさしさと活力にあふれるまち さが」）に基づき、市民共有の財産である佐賀市の都市景観を守り、育て、つくるための基本的なビジョンを示し、自然と調和した個性的な美しいまちの実現に取り組んでいる。

市民参加により都市景観形成を積極的に進めるための施策として、「佐賀市都市景観条例」をもとに、都市景観形成地区の指定、大規模建築物等の届出、都市景観重要建築物等の指定、表彰・助成・啓発など総合的な景観施策の推進に取り組んでいる。

◎景 観 賞

	応募総数	作品総数	受賞作品数
平成16年度	101	91	5（うち、1件は特別表彰）
平成17年度	139	109	3
平成18年度	119	96	4
平成19年度	165	138	3
平成20年度	169	136	3

◎都市景観重要建築物等

	指定物件数
平成16年度	2
平成17年度	2
平成18年度	2
平成19年度	2
平成20年度	2

◎都市景観形成地区

	指定地区数	指 定 地 区 名
平成11年度	1	長崎街道・柳町都市景観形成地区
平成14年度	1	城内都市景観形成地区

◎平成20年度 大規模建築物等の届出・通知状況

種 別	届 出 件 数	通 知 件 数	合 計
建 築 物	21	4	25
工 作 物	7	2	9
広 告 物	67	4	71
合 計	95	10	105

(5) 風致地区内行為の許可事務 3-5

風致地区内では、建築物の新築・改築、宅地の造成、木竹の伐採等を行う場合は許可が必要である。

[事務内容] ……建築行為等の許可・監督処分・立入検査

◎地区内行為の許可状況

年 度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
建築行為等の許可件数	2	0	3	0	2

(6) 建設リサイクル法に関する事務 3-11

大量生産、大量消費、大量廃棄型社会から資源循環型社会への転換を図るため、「建設工事にかかる資源の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が平成14年5月30日に完全施行された。

法施行に伴い、平成14年5月30日以降に契約する一定規模以上で特定建設資材が発生・使用される工事が対象となり、現場での分別解体・再資源化及び対象の届出が義務付けられた。

一定規模以上の工事

解体……………80㎡以上

新築、増築……………500㎡

修繕・模様替……………1億円以上（契約額）

その他工作物等の土木工事……………500万円以上（契約額）

特定建設資材（4品目）

コンクリート・アスファルト・木材・コンクリート二次製品

◎建設リサイクル法に基づく届出・通知等状況

年 度 種 別	平成 19 年 度			平成 20 年 度		
	届出件数	通知件数	合 計	届出件数	通知件数	合 計
解 体	545	6	551	488	5	493
新 築 ・ 増 築	64	3	67	48	1	49
リ フ ォ ー ム	1	4	5	3	3	6
工 作 物	76	300	376	63	82	145
合 計	686	313	999	602	91	693

(7) 盛土条例事務

市民生活の安全を確保し、生活環境の保全を図るため、平成16年10月1日から「佐賀市土砂等の埋立て等による災害の発生及び土壌の汚染の防止に関する条例」通称「盛土条例」が施行された。

一定規模

高さ1m以上か面積500㎡以上の盛（切）土

◎盛土条例に基づく許可

平成19年度 2件 平成20年度 0件

(8) 屋外広告物対策事務 3 - 5

平成17年度に佐賀県屋外広告物条例の権限移譲を受け、平成20年度からは独自の佐賀市屋外広告物条例を施行し、屋外広告物の申請・許可、違反広告物の指導・助言、屋外広告物の調査・把握、簡易広告物の撤去などの業務を行っている。

① 屋外広告物許可件数等

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度
許 可 申 請 数	15	56	54	92
許 可 物 件 数	1,733	1,799	610	1,818
手 数 料 (円)	417,110	486,890	304,220	1,917,000

※新規、更新許可の合算

② 簡易広告物（立看板、はり札、はり紙）の撤去件数

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度
は り 紙	8,921	1,502	9,707	10,836
は り 札	1,831	2,260	2,475	2,069
立 看 板	2,384	1,091	941	360
合 計	13,136	4,853	13,123	13,265

6. 道 路 3-3

(1) 道路状況 (市道)

(H21. 4. 1 現在)

	路線数	実延長(m)	舗装道(m)	舗装率(%)	道路部面積(mi)
佐 賀	2,471	786,426.6	750,417.3	95.4	4,543,432.0
諸 富	468	113,444.4	108,437.4	95.6	566,175.4
大 和	373	152,620.6	143,843.4	94.2	787,996.0
富 士	193	154,334.8	132,272.2	85.7	799,964.9
三 瀬	45	45,113.8	40,278.6	89.3	269,800.0
川 副	567	238,141.5	227,082.5	95.4	1,148,780.7
東 与 賀	179	113,550.3	112,480.1	99.1	565,594.5
久 保 田	208	96,936.1	96,516.4	99.6	445,732.3
計	4,504	1,700,568.1	1,611,327.9	94.8	9,127,475.7

(2) 橋りょう状況 (市道)

(H21. 4. 1 現在)

	木 橋		永 久 橋		計	
	個 数	延 長(m)	個 数	延 長(m)	個 数	延 長(m)
佐 賀	15	59.3	1,599	8,765.1	1,614	8,824.4
諸 富	0	0	151	801.0	151	801.0
大 和	0	0	192	1,425.8	192	1,425.8
富 士	0	0	144	1,803.3	144	1,803.3
三 瀬	0	0	36	466.8	36	466.8
川 副	0	0	374	1,654.6	374	1,654.6
東 与 賀	0	0	97	634.4	97	634.4
久 保 田	0	0	82	636.0	82	636.0
計	15	59.3	2,675	16,187.0	2,690	16,246.3

(3) 道路改良予算の年度別推移

道路改良予算の 年度別推移	16	17	18	19	20	年度	20年度の事業費 (千円)
	10.8	21.4	17.4	19.6	23.6	億円	
事業費	10.8	21.4	17.4	19.6	23.6	億円	2,361,970
道路維持費	37	23	28	29	24	%	555,066
道路新設改良費(補助)	27	39	44	38	35	%	838,000
道路新設改良費(単独)	30	34	24	29	38	%	893,904
交通安全対策費	6	4	4	4	3	%	75,000

(4) 佐賀市市道認定基準について (要綱より抜粋)

① 一般的基準

1 市道として認定する道路は、不特定多数の者の通行の用に供し、かつ、次に掲げる要件を具備する道路でなければならない。

(1) 道路の幅員が4メートル以上であり、当該道路の敷地となる土地の境界が明確であるこ

と。

- (2) 道路の敷地を直ちに佐賀市に無償で譲渡することができ、当該敷地に所有権以外の権利の登記がなされていないこと。
 - (3) 道路の起点が国県市町道（以下「公道」という。）に接続し、終点が公道又は公共施設（水路、河川、都市下水路等を除く。以下同じ。）に接続していること。
 - (4) 道路の線形、縦断、勾配等が道路構造令（昭和45年政令第320号）の規定に適合し、かつ、道路の排水施設が十分な処理能力を有し、流末処理に問題がないこと。
 - (5) 道路の舗装が、認定した後2年以上補修を要しない強度を有すること。
 - (6) 道路に道路管理上の支障物件がないこと。
- 2 終点が公道又は公共施設に接続していない袋路状道路で、建築の用に供する目的の土地5区画以上が隣接し、かつ、次の各号のいずれかの要件を具備するものは、上記1の(3)の要件を具備しているとみなすことができる。
- (1) 道路の延長が35メートル以下であること。
 - (2) 道路の幅員が6メートル以上であること。
 - (3) 終端及び区間35メートル以内ごとに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第1項第1号ハの自動車の転回広場が設けられていること。
 - (4) 昭和45年以前に築造されたこと。

② 特例条項

- (1) 昭和30年以前に設置された不特定多数の通行の用に供している道路は、その幅員を2.5メートルまで緩和することができる。
- (2) 山間部において、住民の生活上必要と認められる道路
※山間部とは旧大和町、富士町、三瀬村のそれを指す。

③ 手続き

- (1) 市道の認定又は変更を受けようとする者は、市道認定及び道路敷地寄付申請書を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、申請を受理したときは、必要な調査を行い、その内容について佐賀市道路認定委員会の審議を得るものとする。

(5) 私道等整備補助金について

① 目的

市道として認定することが困難な私道等の整備工事へ補助金を交付することにより、私道等の生活環境の向上および交通安全に資すること。

② 整備工事

舗装工事、側溝排水施設工事、橋りょう工事、防護柵工事、護岸工事

③ 対象

- (ケ) 5戸以上の家屋が立ち並び利用されている私道
- (イ) 幅員2.5m以上、ただし交通安全のための自転車・歩行者専用道路で、特に市長が認めたものについては、1.5mまで。

④ 補助金の額

- (ア) 舗装工事 50%
- (イ) 側溝排水施設工事 50%
- (ウ) 橋りょう工事 50%
- (エ) 防護柵工事 50%
- (オ) 護岸工事 50%

(補助金の総額が10万円未満の場合は、補助金を交付しない。)

(6) 放置自転車対策事業

市街地は佐賀平野の中心部に位置し、大半が高低差の少ない地形でコンパクトであるため、自転車利用者が非常に多い。管内にはJR九州の駅が4ヶ所あり、特に特急電車が利用できる佐賀駅周辺には、福岡市などの近郊都市へ通勤・通学する人々の自転車が多い。また、買い物や食事を目的とした一時的な放置自転車も多く見受けられる。

通勤通学者の自転車・原付バイク利用の利便を図るため、JR佐賀駅周辺に、平成5年3月末に3ヶ所(合計3,260台収容)の自転車駐車を整備し、同年4月1日から「佐賀市自転車駐車場条例」と「佐賀市自転車等の放置防止に関する条例」を施行した。

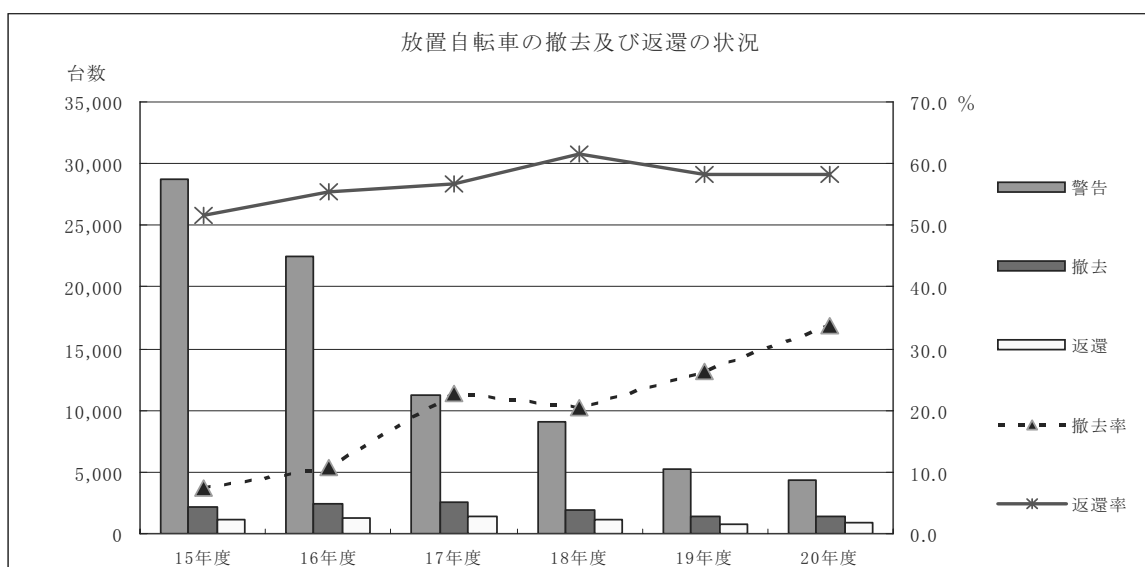
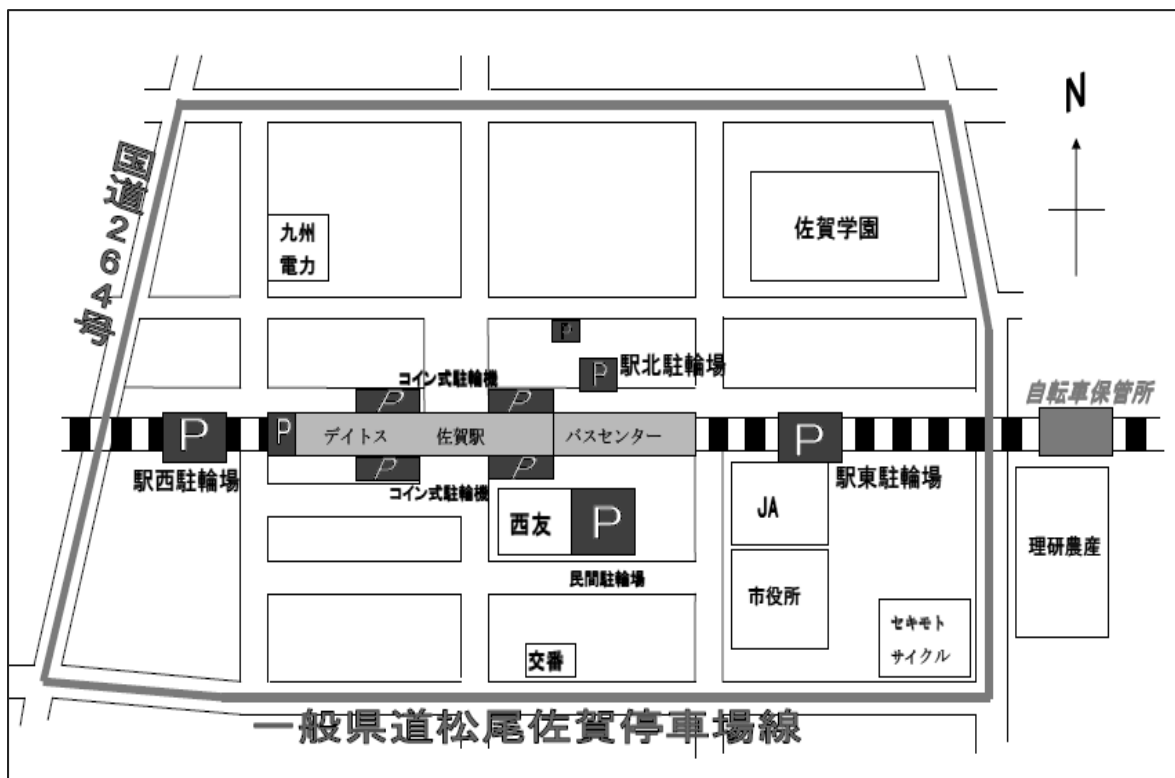
さらに、同年7月1日にはJR佐賀駅周辺を自転車等の放置禁止区域に指定し、即日強制撤去を開始した。条例が施行される前は、多い日で一日に1,500台程度の自転車やバイクが放置されていたが、現在は30台程度の放置となっている。

平成16年度から18年度にかけて、放置が多い佐賀駅の南北の市道上に路上コイン式駐輪機154台を設置した。3ヶ所の自転車駐車場と同じく、2時間まで無料、1日1回100円で自転車利用者の利便に供している。利用者も多く、放置台数の減少にも貢献している。

放置禁止区域内の放置自転車については、嘱託職員3名で毎日撤去を行っており、返還時に移動・保管に要する費用として、自転車は1,500円、原付バイクは2,000円を所有者から徴収している。引取りがない自転車については、スクラップとして処分するか、福祉施設で入所者による清掃を行なったのち、NPO法人にてリサイクル自転車として販売される。

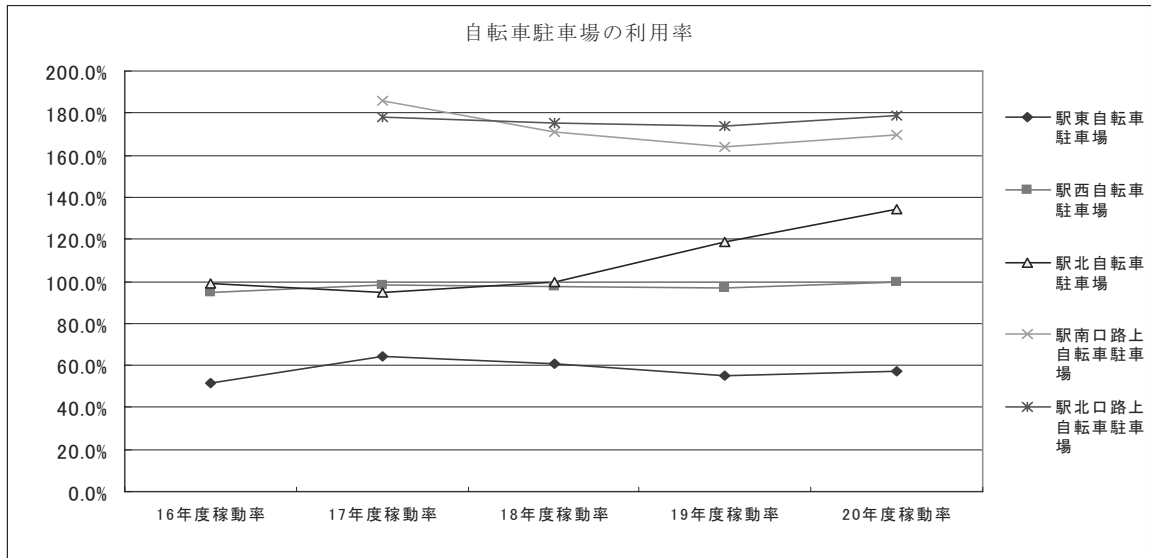
また、この放置自転車対策事業をより効果的に行なうため「佐賀市放置自転車等対策協議会」を設置し協議を行なっている。

放置禁止区域・自転車駐車場・保管所案内図



	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
警告台数	28,599	22,470	11,264	9,096	5,176	4,331
撤去台数	2,133	2,389	2,551	1,864	1,360	1,465
返還台数	1,101	1,323	1,447	1,149	793	854
撤去率	7.4%	10.6%	22.6%	20.5%	26.3%	33.8%
返還率	51.6%	55.4%	56.7%	61.6%	58.3%	58.3%

※原付バイク含まず



(自転車駐車場使用料)

利用の種別		利用期間	自転車	原動機付自転車
定期利用	学 生	1ヶ月間	1,010円	1,520円
		3ヶ月間	2,750円	4,120円
		6ヶ月間	5,090円	7,640円
	一 般	1ヶ月間	1,220円	1,830円
		3ヶ月間	3,310円	4,990円
		6ヶ月間	6,110円	9,170円
一時利用		1日(1回)	100円	150円

(7) 都市計画道路

都市活動の大動脈である都市計画道路は昭和6年9月29日最初の13路線が決定された後逐次増加し平成17年10月の市町村合併を経て現在では95路線、152,940mが決定されるに至った。

これらの都市計画道路の中には計画決定をして半世紀以上も整備を行っていない路線も存在し、都市施設であることから道路の計画区域内に建築制限がかかり、計画的な土地利用ができないなど、全国的な問題となっている。佐賀市では、全国的にも早く平成16年度より佐賀市都市計画道路網再編検討委員会において、都市計画道路網の見直しを行い、旧佐賀市にあつては平成17年12月に、また旧大和町にあつては平成18年12月に都市計画道路網の見直し方針を公表し、順次都市計画変更の手続きを行っている。なお、旧諸富町における2路線の都市計画道路は、全て整備が完了している。

現在の都市計画道路の整備状況は6割で、近年では南北の幹線である佐賀大和線、与賀町鹿子線などの整備を県事業において着手している。また、市の事業としては城内線、大財木原線などの事業に着手している。

○ 都市計画道路現況

(平成21. 4. 1 現在)

規模	幅員の範囲	計画延長	改良済延長	概成済延長	進捗率(改良済/計画)
3	22m以上～40m未満	37,410m	25,990m	9,440m	69.5%
4	16m以上～22m未満	70,480m	46,970m	6,380m	66.6%
5	12m以上～16m未満	32,010m	18,340m	9,790m	57.3%
6	8 m以上～12m未満	9,760m	6,330m	230m	64.9%
7	8 m未満	3,280m	1,460m	60m	44.5%
95路線		152,940m	97,870m	26,450m	63.6%

改良済延長…道路用地が計画幅員どおり確保されており、一般の通行の用に供している道路延長をいう。

概成済延長…改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同等の機能を果たしうる現道の延長をいう。おおむね計画幅員の2/3以上または4車線以上の幅員を要する道路とするが、必ずしも都市計画道路の区域内に含まれる道路とは限らない。

都市計画道路一覧

① 佐賀都市計画道路

平成21年4月1日現在

番号	名称 路線名	位置		幅員 (m)	車線数	延長(m)			計画決定告示番号及び年月日		摘要
		起点	終点			計画	改良済	概成済	当初	最終(名称変更)	
1・4・1	西寺井三重線	早津江川右岸 (6.1km付近)	諸富町大字為重字 三重分	20.5 (20.5) (20.5~ 60.0)	4	1,150 (480) (670)	0	0	県告示第85号 H20.2.29	県告示第85号 H20.2.29	
1・4・2	下古賀嘉瀬町線	東与賀町大字下 古賀字一本杉	嘉瀬町大字十五字 一本谷竈	20.5 (20.5) (20.5~ 70.0) (20.5~ 50.0) (20.5~ 70.0)	4	5,010 (3,430) (430) (770) (380)	0	0	県告示第84号 H20.2.29	県告示第84号 H20.2.29	立交… 幹線道路佐 賀空港線 幹線道路東 与賀佐賀線EP 幹線道路佐 賀外環状線 幹線道路西 与賀線 幹線道路十 五中原線
3・3・1	環状北線	鍋島町大字森田 字江里分	神埼郡千代田町大 字境原字五ノ坪	24 (24~33.5) (25) (25~32) JR立体24 (24~38) (29.5~48)	—	9,980 (800) (1,810) (590) (340) (380) (1,750)	7,180	2,800	内告示第208号 S9.4.19	県告示第157号 H4.3.19	国道34号 立交… JR長崎本線 3・3・2 3・3・4 3・3・5 3・4・10
3・3・2	環状東線	兵庫町大字西洲 字三本柳	南佐賀二丁目	25~33 (25) (25~33)	4	4,590 (4,025) (565)	3,120	1,470	内告示第208号 S9.4.19	県告示第609号 H19.11.12	立交… JR長崎本線 3・3・1
3・3・3	環状南線	木原二丁目	下田町	22 (20) (28)	—	4,760 (1,880) (380)	4,500	260	建告示第606号 S43.3.30	県告示第614号 H8.12.6	国道208号 立交… 3・3・30
3・3・4	環状西線	八戸二丁目	鍋島町大字蛸久字 地藏竈	22 (16) (22~34)	—	5,220 (2,350) (440)	4,300	920	内告示第208号 S9.4.19	県告示第742号 S55.11.1 (S58.12.23)	国道208号 立交… JR長崎本線 3・3・1
3・3・5	佐賀大和線	川原町	大和町大字久池井 字平原	※全体 25 (22) (30)	4	8,930 5,690 (1,350) (2,720)	6,890	2,040	S6.9.29	県告示第592号 H18.9.27	国道263・264号 長崎自動車道 に接続 立交… JR長崎本線 3・3・1 自動車専用道 路
3・3・30	与賀町鹿子線	与賀町	東与賀町大字田中 字一本松	23 (15) (23) (29) (29~37) (30) (30~37) (4)	4 (2) (4) (4) (4) (4) (4)	3,930 (470) (1,360) (510) (480) (780) (330)	0	1,950	内告示第191号 S8.6.27	県告示第83号 H20.2.29	立交… 1・4・2 3・3・3
3・4・6	佐賀駅下古賀線	駅前中央一丁目	東与賀町大字下古 賀字一本杉	20 (15) (18) (20) (28)	2 (2) (2) (2) (4)	5,310 (880) (450) (3,790) (190)	5,250	60	S6.9.29	県告示第83号 H20.2.29	II・3・7中館末 次線と合併 立交… 1・4・2
	(佐賀駅南口広場)	駅前中央一丁目				5,200m					
3・4・7	東高木線	神野東四丁目	高木瀬東五丁目	16 (22)	2	2,250 (860)	2,250	0	内告示第191号 S8.6.27	県告示第743号 H18.12.25	
3・4・8	三溝線	神野東二丁目	八丁畷町	20	4	920	920	0	S6.9.29	県告示第743号 H18.12.25	
	(佐賀駅北口広場)	神野東二丁目				2,800m					
3・4・9	大財新家線	駅前中央一丁目	駅前中央二丁目	21 (12)	4	540 (230)	540	0	県告示第473号 S45.11.10	県告示第743号 H18.12.25	立交… JR長崎本線
3・4・10	神野町上高木線	神野西四丁目	高木瀬西四丁目	16 (16~22)	2	2,210 (360)	2,210	0	県告示第551号 S47.11.6	県告示第743号 H18.12.25	立交… 3・3・1
3・4・11	今津線	西田代二丁目	西与賀町大字屋外 字四本杉	16	2	2,400	1,200	1,200	内告示第191号 S8.6.27	県告示第743号 H18.12.25	
3・4・12	上多布施町線	長瀬町	神園 二丁目	16 (16~19.5)	2	1,750 (250)	0	0	内告示第191号 S8.6.27	県告示第743号 H18.12.25	立交… JR長崎本線
3・4・13	扇町森田線	嘉瀬町大字扇町 字扇町竈	鍋島町大字森田字 二本榎	16 (16~24)	2	2,750 (560)	2,200	550	県告示第566号 S46.11.5	県告示第743号 H18.12.25	立交… JR長崎本線
3・4・14	鍋島駅南線	鍋島町大字八戸 字三本杉竈	鍋島町大字八戸字 三本杉竈	16	2	200	200	0	県告示第566号 S46.11.5	県告示第743号 H18.12.25	
3・4・15	鍋島駅北線	鍋島町大字八戸 溝字一本榎	鍋島町大字八戸溝 字二本黒木	18	2	400	0	120	内告示第208号 S9.4.19	県告示第743号 H18.12.25	
	(鍋島駅北口広場)	鍋島町大字八戸溝字一本榎				1,000m					

番 号	名 称 路線名	位 置		幅 員 (m)	車線数	延 長(m)			計画決定告示番号及ひ年月日		摘 要
		起 点	終 点			計 画	改良済	概成済	当 初	最終(名称変更)	
3・4・16	城内線	水ヶ江三丁目	本庄町大字本庄字一本松	16 (11)	2	2,320 (570)	1,240	850	内告示第191号 S8.6.27	県告示第21号 H12.1.12	
3・4・17	上多布施町北島線	多布施二丁目	嘉瀬町大字扇町字一本杉籠	16	2	2,810	2,810	0	内告示第191号 S8.6.27	県告示第743号 H18.12.25	
3・4・18	大財修理田線	大財三丁目	巨勢町大字修理田字五本黒木	16	2	1,570	1,570	0	内告示第191号 S8.6.27	県告示第743号 H18.12.25	
3・4・19	草場大財町線	神野東一丁目	大財三丁目	20	2	940	670	270	県告示第473号 S45.11.10	県告示第468号 H11.8.25	
3・4・20	新家線	神野東一丁目	栄町	16	2	790	740	50	内告示第191号 S8.6.27	県告示第743号 H18.12.25	
3・4・21	江頭線	神園五丁目	鵜島町大字八戸溝字二本柳	16	2	1,900	1,140	0	内告示第208号 S9.4.19	県告示第743号 H18.12.25	
3・4・22	神野町線	神野西二丁目	神園二丁目	16	2	970	200	770	内告示第191号 S8.6.27	県告示第743号 H18.12.25	
3・4・23	三溝藤木線	神野東二丁目	兵庫町大字西洲字四本柳	16 (16) (19) (20)	2	2,160 (1,120) (50) (990)	2,110	50	内告示第191号 S8.6.27	市告示第178号 H19.11.12	
3・4・24	若宮新村線	若宮一丁目	開成五丁目	16	2	2,080	2,080	0	県告示第551号 S47.11.6	県告示第743号 H18.12.25	
3・4・25	上高木川原屋敷線	高木瀬西五丁目	高木瀬西四丁目	16	2	590	590	0	県告示第551号 S47.11.6	市告示第148号 H19.9.12	
3・4・26	鵜島中央線	鵜島二丁目	鵜島三丁目	16	2	500	500	0	県告示第742号 S55.11.1	県告示第743号 H18.12.25	
3・4・27	津留鵜島線	鵜島二丁目	鵜島二丁目	16	2	580	580	0	県告示第742号 S55.11.1	県告示第743号 H18.12.25	
3・4・33	大崎南里線	水ヶ江五丁目	北川園町大字新郷字一本杉	16	2	1,620	1,620	0	内告示第191号 S8.6.27	県告示第743号 H18.12.25	
3・4・34	水ヶ江町枝吉線	水ヶ江二丁目	北川園町大字江上字一本柳	16	2	1,660	1,660	0	内告示第191号 S8.6.27	県告示第743号 H18.12.25	
3・4・35	高尾線	巨勢町大字牛島字一本松	巨勢町大字高尾字五本黒木	16	—	1,400	770	630	S6.9.29	県告示第214号 F2.3.28	国道264号
3・4・44	大財木原線	大財五丁目	木原一丁目	16	2	2,510	1,890	0	S6.9.29	県告示第743号 H18.12.25	
3・4・45	唐人町上多布施町線	唐人一丁目	多布施三丁目	16	2	1,450	0	0	S6.9.29	県告示第743号 H18.12.25	
3・4・46	呉服元町湖線	呉服元町	兵庫南一丁目	16	2	1,780	920	0	S6.9.29	市告示第21号 H19.2.23	
3・4・50	白山呉服元町線	白山二丁目 中央本町	呉服元町	16	2	500	280	0	県告示第102号 H1.2.22	県告示第743号 H18.12.25	
3・4・53	大財藤木線	大財五丁目	兵庫町大字藤木字五本杉	16	2	850	380	470	県告示第128号 H5.3.10	県告示第743号 H18.12.25	
3・4・54	神野町八戸溝線	神野西二丁目	八戸溝一丁目	18	2	1,960	1,090	870	県告示第401号 H6.7.4	県告示第743号 H18.12.25	
3・4・55	大財西中野線	兵庫町大字藤木字四本松	兵庫町大字藤木字二本松	20	2	480	0	480	県告示第93号 H13.3.9	県告示第609号 H19.11.12	
3・4・56	中野森線	兵庫町大字藤木字四本松	兵庫町大字藤木字二本松	20	2	720	530	0	県告示第490号 H10.9.9	市告示第178号 H19.11.12	
3・4・57	西中野線	兵庫町大字藤木字三本松	兵庫町大字藤木字三本松	16~17	2	190	190	0	県告示第490号 H10.9.9	市告示第178号 H19.11.12	
3・4・58	藤木土井線	兵庫町大字藤木字五本杉	兵庫町大字藤木字二本松	20	2	820	820	0	県告示第490号 H10.9.9	市告示第178号 H19.11.12	
3・4・59	藤木西洲線	兵庫町大字藤木字三本杉	兵庫町大字西洲字三本柳	20	2	710	710	0	県告示第490号 H10.9.9	市告示第178号 H19.11.12	
3・4・60	藤木線	兵庫町大字藤木字二本杉	兵庫町大字藤木字三本杉	16~17	2	520	520	0	県告示第490号 H10.9.9	市告示第178号 H19.11.12	
3・4・61	夢咲貝町線	高木瀬町大字東高木	兵庫町大字藤木字一本松	16 (10) (14) (16) (16~17) (10~16) (14~17) (12~13)	2	1,260 (340) (120) (100) (40) (50) (60)	1,020	0	県告示第490号 H10.9.9	市告示第178号 H19.11.12	立交・・・ 3・3・2
3・4・62	鵜島線	鵜島四丁目	鵜島五丁目	16	2	670	670	0	市告示第148号 H19.9.12	市告示第148号 H19.9.12	
3・4・103	牛津川上線	大和町大字川上字別所	大和町大字東山田字一本松五	16	2	2,630	1,060	100	建告示第2684号 S35.12.19	県告示第743号 H18.12.25	
3・4・105	惣座川上線	大和町大字久池井字五本杉	大和町大字東山田字一本杉四	16	2	580	0	0	県告示第293号 H7.4.10	県告示第743号 H18.12.25	
3・4・201	上大津諸富線	諸富町大字徳富字天神	諸富町大字諸富津字二本松七	16	2	1,010	1,010	0	県告示第80号 S48.2.26	県告示第743号 H18.12.25	
3・5・28	水ヶ江町新郷線	水ヶ江一丁目	北川園町大字新郷字四本黒木	15	—	2,520	1,150	1,370	S6.9.29	県告示第332号 S63.5.30	国道208号
3・5・29	水ヶ江町神野町線	松原三丁目	駅前中央二丁目	15 (22)	2	1,880 (810)	1,880	0	S6.9.29	県告示第743号 H18.12.25	立交・・・ JR長崎本線
3・5・31	北堀端扇町線	松原一丁目	嘉瀬町大字扇町字四本松籠	15 (16) (18) (20)	2	3,390 (610) (330) (260)	2,840	550	S6.9.29	県告示第592号 H18.9.27	国道207号 国道264号

建設

番号	名称 路線名	位置		幅員 (m)	車線数	延長(m)			計画決定告示番号及び年月日		摘要
		起点	終点			計画	改良済	概成済	当初	最終(名称変更)	
3・5・32	北堀端修理田線	松原二丁目	兵庫町大字潤字一本松	15 (16) (18) (20)	—	3,220 (250) (200) (250)	2,010	1,210	S6.9.29	県告示第651号 H4.12.16	国道264号
3・5・36	水ヶ江鬼丸線	中の館町	水ヶ江五丁目	15	2	620	240	200	内告示第191号 S8.6.27	市告示第239号 H18.12.25	
3・5・37	八戸天祐線	八戸一丁目	天祐二丁目	12	2	1,010	0	470	建告示第518号 S24.5.28	市告示第239号 H18.12.25	
3・5・38	草場線	駅前中央一丁目	神野東二丁目	12	2	300	300	0	市告示第53号 S45.11.4	市告示第239号 H18.12.25	立交… JR長崎本線
3・5・39	八戸溝線	開成四丁目	開成三丁目	12	2	860	860	0	県告示第551号 S47.11.6	市告示第239号 H18.12.25	
3・5・40	若宮線	神野西三丁目	若宮一丁目	12	2	450	0	0	市告示第82号 S47.11.2	市告示第239号 H18.12.25	
3・5・41	東高木木角線	高木瀬東二丁目	鍋島一丁目	12 (16)	2	3,270 (720)	2,050	290	建告示第329号 S44.2.12	市告示第239号 H18.12.25	
3・5・42	増田線	鍋島六丁目	鍋島六丁目	12	2	460	460	0	市告示第75号 S55.11.1	市告示第239号 H18.12.25	
3・5・49	下村西中野線	兵庫南一丁目	兵庫南二丁目	12	2	780	780	0	県告示第773号 S62.12.2	市告示第239号 H18.12.25	
3・5・52	辻の堂十間堀橋線	川原町	多布施一丁目	15	—	560	250	310	県告示第165号 H4.3.19	県告示第165号 H4.3.19	国道264号
3・5・63	中原十五線	嘉瀬町大字中原字三本松菴	嘉瀬町大字十五字二本谷菴	15	2	1,460	0	1,460	県告示第83号 H20.2.29	県告示第83号 H20.2.29	立交… 1・4・2
3・5・101	福田久池井線	大和町大字尼寺字二本松	大和町大字久池井字四本杉	12	—	2,050	0	2,050	建告示第2684号 S35.12.19	県告示第491号 H10.9.9	国道263号
3・5・102	久留米小城線	大和町大字久池井字福島	大和町大字東山田字四本松	12	2	2,780	2,570	210	建告示第2684号 S35.12.19	県告示第26号 H13.9.5	
3・5・106	久池井小川線	大和町大字久池井字二本杉	金立町大字金立字八本杉	13	2	1,780	0	0	建告示第2684号 S35.12.19	市告示第239号 H18.12.25	
3・5・107	尼寺小川線	大和町大字尼寺字印籠	大和町大字久池井字四本柳	13	2	1,670	200	1,470	建告示第2684号 S35.12.19	市告示第239号 H18.12.25	
3・5・108	小川東古賀線	金立町大字金立字八本杉	大和町大字久池井字四本柳	14	2	610	610	0	町告示第83号 H10.9.9	市告示第239号 H18.12.25	
3・5・202	諸富臨港線	諸富町大字諸富津字二本松	諸富町大字為重字石塚分兌財天東	12	2	690	690	0	県告示第80号 S55.11.1	市告示第239号 H18.12.25	
3・6・47	上多布施町大財町線	天神一丁目	大財五丁目	11 (16)	2	1,580 (450)	1,470	50	S6.9.29	市告示第239号 H18.12.25	
3・6・48	八戸線	多布施三丁目	鍋島町大字八戸字四本杉菴	11	2	1,850	0	0	内告示第208号 S9.4.19	市告示第239号 H18.12.25	
7・6・1	西魚町青木橋線	伊勢町	多布施二丁目	8	—	700	190	0	建告示第246号 S23.6.5	建告示第518号 S24.5.28 (S58.12.23)	
7・6・2	妙安寺小路上多布施町線	伊勢町	多布施一丁目	8	—	250	160	90	建告示第518号 S24.5.28	市告示第11号 H4.3.19	
7・6・3	夕日町佐賀駅線	中央本町	愛敬町	8	—	580	480	0	建告示第246号 S23.6.5	建告示第518号 S24.5.28 (S58.12.23)	
7・6・4	東魚町線	中央本町	呉服元町	8	—	200	170	30	建告示第246号 S23.6.5	市告示第9号 H1.2.23	
7・6・5	呉服町大財町線	呉服元町	愛敬町	8	—	670	670	0	建告示第518号 S24.5.28	建告示第518号 S24.5.28 (S58.12.23)	
7・6・6	新町線	駅南本町	駅南本町	8	—	30	30	0	建告示第246号 S23.6.5	建告示第246号 S23.6.5 (S58.12.23)	
7・6・7	大島線	多布施二丁目	多布施三丁目	8	—	630	320	0	建告示第518号 S24.5.28	市告示第11号 H4.3.19	
7・6・8	寺町線	唐人二丁目	大財一丁目	8	—	160	100	60	建告示第246号 S23.6.5	建告示第246号 S23.6.5 (S58.12.23)	
7・6・9	唐人町寺町分1号線	唐人二丁目	愛敬町	8	—	140	0	0	建告示第246号 S23.6.5	建告示第246号 S23.6.5 (S58.12.23)	
7・6・10	向榮橋線	白山二丁目	白山二丁目	8	—	90	90	0	建告示第246号 S23.6.5	建告示第246号 S23.6.5 (S58.12.23)	
7・6・101	尼寺春日線	大和町大字尼寺字印籠	大和町大字久池井字四本松	8	—	420	420	0	建告示第2684号 S35.12.19	町告示第83号 H10.9.9	
7・6・103	福田礫石線	大和町大字尼寺字鍵尼	大和町大字久池井字三本松	8	—	730	620	0	建告示第2684号 S35.12.19	建告示第2684号 S35.12.19 (S58.12.19)	
7・7・11	高架側道1号線	駅前中央三丁目	駅前中央三丁目	6	—	610	550	60	市告示第74号 S48.11.10	市告示第6号 H5.3.8	
7・7・12	高架側道2号線	神野西一丁目	神野西一丁目	6	—	400	400	0	市告示第74号 S48.11.10	市告示第74号 S48.11.10 (S58.12.23)	
7・7・13	町家通り線	柳町	東佐賀町	5	—	670	250	0	市告示第107号 H11.12.24	市告示第107号 H11.12.24	
8・5・1	新町緑線	鍋島三丁目	鍋島三丁目	12	—	250	250	0	市告示第75号 S55.11.1	市告示第75号 S55.11.1 (S58.12.23)	ショッピング モール
8・6・2	八尻川河畔線	鍋島町大字新久字四、五本松	鍋島一丁目	8	—	970	850	0	市告示第75号 S55.11.1	市告示第75号 S55.11.1 (S58.12.23)	歩行者、自転車 専用道路
8・6・3	下村河畔線	兵庫南一丁目	兵庫南三丁目	9	—	760	760	0	市告示第81号 S63.11.24	市告示第64号 H4.12.15	

名 称		位 置		幅 員 (m)	車線数	延 長(m)			計画決定告示番号及び年月日		摘 要
番 号	路線名	起 点	終 点			計 画	改良済	概成済	当 初	最終(名称変更)	
8・7・4	西中野河畔線	兵庫町大字藤木 字三本松	兵庫町大字藤木字 館ノ内	6	—	400	0	0	市告示第75号 H10.9.9	市告示第178号 H19.11.12	
8・7・5	藤木西中野線	兵庫町大字藤木 字四本杉	兵庫町大字藤木字 屋敷田	6	—	940	0	0	市告示第75号 H10.9.9	市告示第178号 H19.11.12	
8・7・6	西洲河畔線	兵庫町大字西洲 字四本柳	兵庫町大字西洲字 四本柳	6	—	260	260	0	市告示第75号 H10.9.9	市告示第178号 H19.11.12	

② 川副都市計画道路

名 称		位 置		幅 員 (m)	車線数	延 長(m)			計画決定告示番号及び年月日		摘 要
番 号	路線名	起 点	終 点			計 画	改良済	概成済	当 初	最終(名称変更)	
1・4・1	福富南里線	川副町大字福富 字一本松	川副町大字南里字 三本榎	20.5 (20.5) (20.5)	4	2,550 (460) (2,090)	0	0	県告示第82号 H20.2.29	県告示第82号 H20.2.29	立交・・・ 川副中央線 佐賀川副線 佐賀空港線
3・5・2	川副線	川副町大字南里 字二本谷	川副町大字南里字 四本谷	15	2	1,400	1,200	200	県告示第81号 H20.2.29	県告示第81号 H20.2.29	立交・・・ 1・4・1(福富南 里線)

7. 排水対策

(1) 排水体系 2-8

本市の平坦部は、筑後川、城原川、巨勢川、嘉瀬川をはじめ多くの河川が運んだ土砂や有明海の潮流により運ばれた泥土によって形成された低平肥沃な広大な平野である。

しかし、低平地であり有明海の潮位がTP+3.0mにも及ぶため満潮位以下の地域は内水被害が頻発しており、特に近年の経済成長は佐賀市を中心とする人々の低平市街地への集中化、流域の開発による流出量の増大、また、地下水汲み上げによる地盤沈下とも重なって水害被害も益々増大し、昭和55年8月の出水では12,000戸、平成2年7月の出水でも12,000戸の浸水被害が発生している。

このような、洪水被害から守るために佐賀市とその周辺地区において昭和55年と平成2年の2度の水害後に河川激甚災害対策特別緊急事業の指定を受け、佐賀江川、巨勢川、新川、八田江が改修され、また、中小河川事業で、巨勢川、中地江川、本庄江等の改修で促進された。

佐賀市東部地区排水の主河川である佐賀江川は、佐賀市街地東部より東流し、筑後川に流入する河川で、巨勢川、中地江川の各河川で洪水を集め、佐賀江川、八田江、新川の3河川で筑後川、有明海に排水する本市の重要な河川である。また、佐賀市西部地区排水の主河川である本庄江は、佐賀市街地西部排水の重要な河川である。

このような地域を洪水氾濫から防御するための治水対策として、上流域で山からの洪水流量を調整池及び導水路により軽減させ、中・下流部においては洪水流量をスムーズに流下させるため、河道拡幅、ショートカット等河道改修、さらに河川末端には排水ポンプを設置し洪水を処理するようにしている。

(2) 排水対策 2-8

① 河川事業

昭和60年	市街地から東へ流れ筑後川に通じる佐賀江川に蒲田津排水機場を毎秒30トンの規模で建設
昭和63年	市街地東部を南下する八田江に八田江排水機場を毎秒20トンから30トンに強化 蒲田津排水機場を雨季前に毎秒60トンの能力に強化、完成
平成6年	7月から新川排水機場が毎秒30トンで稼動
平成7年	八田江排水機場を30トン増設、合計毎秒60トンに三間川と巨勢川の合流点に10トンのポンプが完成 佐賀江川の蛇行部をショートカットし、新たな農業用水路を整備する事業が完成
平成12年	市街地西部を南下する本庄江に地蔵川排水機場が毎秒10トンで完成
平成17年	巨勢川調整池に毎秒30トンのポンプが完成
平成20年	佐賀導水事業（巨勢川の洪水調節や市内河川への浄化用水供給を目的とする）完成
平成25年～平成26年の完成を目指して都市基盤河川三間川と準用河川地蔵川を整備中	

② 雨水事業

～昭和62年	大溝川雨水幹線 延長3,800mを整備（市街地東部排水に効果）
～平成3年	八田雨水幹線 延長327mを整備（市街地南部排水に効果）
～平成6年	下村雨水幹線 延長950mを整備（東部新市街地排水に効果）
平成12年～	十間堀雨水幹線 延長650mを整備中（中心市街地排水に効果）
～平成20年	下村雨水幹線 延長1,200mを整備（東部新市街地排水に効果）

8. 河川浄化

(1) 河川浄化運動 3-9

① 「川を愛する週間」における清掃参加者の推移（人）

年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
春	28,814	29,995	28,622	31,433	31,527	31,829	33,056	33,528	34,578	39,192
秋	26,625	26,784	26,423	31,442	32,335	34,324	32,889	35,703	37,847	40,298
合計	55,439	56,779	55,045	62,875	63,862	66,153	65,945	69,231	72,425	79,490

※実施日は町区によって異なる。

※全ての町区が年2回清掃を行っているわけではない。

② 「川を愛する週間」における清掃用具の借用申し込み状況

	胴長	半長	長鎌	鎌	モカキ	ガンヅメ	ジョレン	スコップ ※1	一輪車	舟※2	金ホウキ	コンテナ
20年春	2,406	1,305	707	2,814	1,781	600	250	1,648	807	273	719	10,364
20年秋	1,884	1,530	597	3,286	1,292	557	169	1,305	745	261	564	9,055

※1 剣先スコップと角型スコップの合算

※2 ゴミ回収用舟は大・中・小サイズの合算

清掃用具は無料で貸し出しを行っている（随時）

(2) ふれあい水辺の設置 3-9

多施川水遊び場（昭和58年7月開設）夏休み中7月下旬より25日間（8月11日～16日除く）

佐賀市水対策市民会議発足以来「清流をとり戻そう」を合言葉に全市民がこぞって河川浄化のため積極的に浚渫清掃を実施してきた結果、昔の清流に戻つつある。

これを契機に、なお一層の河川浄化を図るため、子供の頃から、川とのふれあいを通して、自然環境の中で健全な遊びと河川浄化の精神を学ぶため、幼児から小学校低学年を対象に昭和58年から夏休み期間中のみ、水遊び場として開放している。

水遊び場の設置場所は、護国神社の境内に面した格好の場所であり、市街地の中心部で水遊びができるとあって、毎年大勢の子供たちでにぎわっている。

このユニーク事業が認められ、昭和60年に佐賀県河川愛護協会の表彰、昭和61年5月には、日本河川協会の表彰を受け、さらには第1回「手づくり郷土賞」のふれあい水辺部門で建設省（当時）から認定された。

○平成20年度多施川水遊び場利用者数（人）

	幼 児	小学生	中学生	一 般	合 計
利 用 者 数	507	444	28	248	1,227

9. 市営住宅 3-4

(1) 佐賀市営住宅一覽

(H21. 4. 1現在)

地域	団地名	建設年度	構造	棟数	戸数	住戸面積 (㎡)	所在地
旧 佐 賀 市	清心	S24	木造	6	6	33.06	大財二丁目2, 3, 4番
	川久保	S30, 31	準耐	6	35	34.71	久保泉町大字川久保840番地1
	厘外	S33	準耐・準2	5	44	19.83~ 34.71	末広二丁目5番
	嘉瀬	S34, 35	準耐・木造	23	77	28.10 34.71	嘉瀬町大字中原2456番地
	安住	S36	準耐・木造	14	44	29.75 34.71	今宿町8番
	道崎	S37	準耐・木造	12	40	31.40 36.36	巨勢町大字修理田289番地1
	光法	S38	準耐	12	41	31.40 36.36	北川副町大字光法1205番地2
	兵庫	S41, 43	準耐	23	88	31.40~ 37.30	兵庫町大字湊2862番地1
	植木	S42~51	準耐	16	64	32.18~ 47.05	鍋島町大字蛸久9番地 鍋島町大字蛸久1番地
		S51~53	中耐	11	200	51.69~ 55.80	鍋島町大字蛸久1番地
	常盤	S44~47	中耐	8	136	34.09~ 45.69	神園四丁目5番111~826号
	南佐賀	S46	中耐	3	56	42.91 45.69	南佐賀三丁目6番111~338号
	千々岩	S47, 48	中耐	4	72	42.91 45.69	新郷本町27番111~438号
	満穴	S47, 48	準耐	4	16	35.80 36.21	本庄町大字末次842番地1
	高木	S48~51	中耐	5	80	45.69~ 51.69	高木瀬西三丁目3番111~528号
	築地	S48~62	準耐・木2	10	10	65.88 80.33	中折町1番21号
	本庄	S52~60	準耐	12	12	65.88	本庄町大字袋97番地1
	天祐	S46~62	準耐・木造	24	24	64.26 65.88	多布施三丁目12~14番
	田代	S57	準耐	8	8	65.88	田代二丁目8, 9番
	田代東	S60	準耐	6	6	65.88	巨勢町大字牛島569番地1
	西佐賀	S55~60	中耐	10	216	58.29~ 64.43	鍋島町大字八戸溝1238番地1
	鍋島西	S61~63	中耐	7	136	59.42	鍋島二丁目11番, 16番
	正里	H1, 2	中耐	4	80	59.42	本庄町大字本庄1038番地
	西与賀	H3, 4	中耐	5	80	45.46~ 61.39	光三丁目14番111~526号
	袋	H4, 5	中耐	3	56	50.10~ 73.87	本庄町大字袋409番地2
	楊柳	H5~8	中耐	8	148	44.92~ 85.19	兵庫南三丁目9, 10番
	城南	H7	中耐	2	24	54.70 67.01	本庄町大字袋126番地1
	江頭	H9~11	中耐 高耐	8	124	51.18~ 75.76	鍋島町大字森田841番地1

地域	団地名	建設年度	構造	棟数	戸数	住戸面積 (㎡)	所在地
諸富町	西寺井	S48~49	準耐	4	16	36.20~ 41.10	諸富町大字為重1585番地1
	船津	S50, 51	中耐	2	32	52.40	諸富町大字徳富1047番地1
	石塚	S54~56	中耐	4	72	61.40~ 64.80	諸富町大字為重328番地1
	東寺井	H11, 12	中耐	4	72	56.47~ 72.63	諸富町大字為重898番地1
	千歳	H17	低耐	1	10	58.80 74.10	諸富町大字徳富1763番地6
大和町	小川	S48~52	準2	12	72	42.75~ 58.80	大和町大字久池井1030, 1031番地2
	北原	S42~44	準耐	11	44	32.18 37.30	大和町大字久池井1536番地1, 7
	上戸田	S44, 48	準耐	3	12	32.18~ 40.79	大和町大字東山田1794番地1
	池上	S49~59	準耐	9	9	66.35 66.74	大和町大字池上1719番地他
	花久保	S49~56	準耐	6	6	66.35 66.74	大和町大字久池井4002番地他
	春日丘	S38	木造	1	1	60.0	大和町大字尼寺956番地11
富士町	小副川 永 瀨	H2, 10	木造、木2	6	10	53.38~ 74.77	富士町大字小副川1406番地2
	小副川 ひな た	H10	木造、木2	5	10	52.66 74.77	富士町大字小副川530番地35
	小副川峰	H11	木造、木2	2	4	52.66 74.77	富士町大字小副川774番地1
	中原	H14, 15	木造、木2	5	10	55.60 75.20	富士町大字中原170番地2, 1163番地1
	古湯本村	H14	木2	2	10	53.40 71.20	富士町大字古湯749番地
三瀬村	岸高	H10, 17	木造・木2	7	14	54.65~ 79.30	三瀬村三瀬2787番地1
	広瀬	S49	木造	3	8	41.10 44.40	三瀬村三瀬2318番地1
	弥栄	S63, H3	木2	10	20	66.25~ 70.35	三瀬村三瀬2741番地84
	弥栄第2	H5	中耐	1	11	24.70 37.05	三瀬村三瀬2741番地89
	岸高第2	S52	木造	1	2	51.73	三瀬村三瀬2831番地2
	岩屋	S43, 54, H4	木造、木2	3	3	85.5, 130.0, 74.50	三瀬村三瀬2614番地2, 2696番地4
川副町	西古賀	S52, 53	中耐	3	56	52.8, 59.9	川副町大字西古賀1105番地1
	鹿江	H11, 12	中耐	3	65	55.8~73.4	川副町大字鹿江1071番地1
東与賀町	下古賀	S52, 53	中耐	2	48	54.0~62.0	東与賀町大字下古賀1141番地3
久保田町	福所	S52, 56	簡平	3	3	70.9	久保田町大字久保田1822番地, 383番地
合計				372	2,543		

(2) 特定公共賃貸住宅一覧

(H21. 4. 1 現在)

地域	団地名	建設年度	構造	棟数	戸数	住戸面積 (㎡)	所在地
旧佐賀市	楊柳	H6, 8	中耐	※2	5	84.36 85.19	兵庫南三丁目9, 10番
	江頭	H10, 11	中耐 高耐	※3	8	75.76	鍋島町大字森田841番地1
三瀬村	岸高	H10, 17	木2	2	4	77.47 83.70	三瀬村三瀬2787番地1
川副町	鹿江	H11, 12	中耐	※1	6	76.8	川副町大字鹿江1071番地1
合 計				※7	23		

※ 楊柳団地、江頭団地、鹿江団地の棟数は市営住宅の棟数に含まれる。